

各位

(株)大成出版社

新刊『必携用地補償実務便覧2025年版』
『公共用地取得 特別な補償に関する用対連基準の解説と実務』他、刊行のご案内

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は小社出版物につきましては、格別のご愛顧を賜わり厚く御礼申し上げます。
さて、このたび標記図書が刊行となりました。ご希望の向きは、下記要領及び別添パンフレットをご高覧の上、下記申込書によりFAXにてお申込み下さい。
なお、定価より10%引き特別価格にてご案内させていただきます。

敬具

記

【申込先】 (株)大成出版社 営業管理部
〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-7-11
TEL 03-3321-4002 FAX 03-3325-1888

※FAXにてお申し込みください。

購読申込書

コード	書名	特別価格 (消費税込)	部数
3571	必携用地補償実務便覧 2025年版 (2024年11月刊行)	1,980円	部
3491	改訂3版 補償業務管理士試験問題の解説(共通科目) (2024年5月刊行)	4,950円	部
3558	公共用地取得 特別な補償に関する用対連基準の解説と実務 (2024年4月刊行)	3,960円	部
3562	改訂版 空家等対策特別措置法の解説 (2024年4月刊行)	2,772円	部
3365	改訂3版 【逐条解説】河川法解説 (2024年3月刊行)	7,128円	部
3549	改訂第22版増補版 都市計画法開発許可の実務の手引(2023年11月刊行)	5,346円	部
3474	改訂6版 道路法解説 (2023年8月刊行)	8,613円	部
3489	【全訂】特定都市河川浸水被害対策法解説 (2023年4月刊行)	3,960円	部
3477	改訂3版 建物質貸借 (2022年10月刊行)	10,890円	部
3464	改訂版 土地賃貸借 (2022年3月刊行)	6,732円	部
3430	改訂版 明解事業損失の理論と実務 (2021年5月刊行)	5,841円	部
3406	補訂版 公共補償基準要綱の解説 (2021年3月刊行)	3,366円	部
3421	補訂版 公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の解説 (2021年3月刊行)	3,663円	部
3429	増補新訂版 公共用地の取得に伴う損失補償基準の考え方327問 (2021年1月刊行)	4,752円	部
3401	改訂版 公共用地 標準地比準評価法の実務 (2020年8月刊行)	5,049円	部

- 送料実費、但し10,000円以上ご購入で一括納品の場合は送料サービス。(8408042)
 ※標記図書のチラシの同封が無い書籍については、弊社HPを検索の上(総合図書目録)図書内容をご参照下さい。

令和 年 月 日

所在地	〒 — —		
御社名 (フリガナ)			
ご担当者名 (フリガナ)	TEL		

ご記入いただいた個人情報は、ご注文書籍の配送、ご請求およびDM等の連絡に限って利用し、その目的以外での利用はいたしません。

必携 用地補償実務便覧 2025年版



◀ 文字も大きく
見やすく使いやすい
B6サイズ(天地182mm 左右128mm)

◀ 便覧とダイアリーが
一体の便利な実務手帳!

● 「石綿調査算定要領(案)」
の一部改正(R6.2.28中央
用対第7号)を反映しました。

厳選した日常の用地取得業務に必須の
基準等を網羅した最新の便覧

《便覧の主な内容》

- 損失補償基準、事業損失基準
- 土地収用事務処理手続き
- 用地事務処理手続き、用地補償説明の概要、用地交渉チェックリスト
- 相続・成年後見制度の概要
- 所有者不明土地法の概要
(国交省HP掲載資料抜粋)
- 用地補償税制、相続税、印紙税
- 複利現価率表、年金現価率表
- 用対連会員一覧 / 等

補償基準細則ほか最新の関係法令等を登載し、補償業務の「ハンドブック」としても活用できます!

編集 ■ 一般財団法人 公共用地補償機構 発行 ■ 大成出版社
B6判・ビニール上製美装 定価2,200円(本体2,000円+税10%)・図書コード3571

大成出版社

必携 用地補償実務便覧2025年版 目次(抄)

第1編 損失補償等基準関係

1. 補償基準の体系について
2. 公共用地の取得に伴う損失補償基準・細則
3. 自動車保管場所の補償検討フローチャート
4. 石綿調査算定要領(案)
5. 公共用地の取得における土壌汚染への対応について
6. 土壌汚染に関する土地利用履歴等調査要領の制定について
7. 固定的経費認定基準(営業補償調査算定要領(案))
8. 公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱
9. 事業損失費用負担基準
10. 消費税及び地方消費税の取扱い

第2編 土地収用関係

1. 土地収用法による収用手続きフロー
2. 土地収用法(抄)
3. 土地収用法第88条の2の細目等を定める政令(抄)

第3編 用地取得マネジメントの流れ

第4編 用地事務手順、補償説明関係

1. 用地取得方法
2. 用地事務処理手順
3. 用地補償説明の概要
4. 用地交渉チェックリスト
5. 配偶者居住権の設定の有無に関する居住者等の標準調査フロー(1棟ごと)
6. 権利者別標準補償項目

第5編 不動産登記等関係

1. 相続関係
2. 成年後見(補助・保佐・後見)制度の概要
3. 所有者不明土地法の概要

第6編 税制関係

1. 租税特別措置法(山林所得・譲渡所得関係)の取扱いについて(抄)
2. 損失補償金の課税上の区分
3. 収用等の課税の特例制度の運用に関する事業施行者への周知について
4. 不動産取得税
5. 固定資産税・都市計画税
6. 登録免許税
7. 相続税
8. 贈与税
9. 印紙税
10. 国民健康保険税
11. 介護保険制度(所得指標)

第7編 その他関係

1. 用途地域別容積率・建蔽率等一覧表(原則規定)
2. 用途地域別建築物の用途制限概要
3. 複利計算数値
4. 年齢早見表
5. 用対連概念図
6. 中央用対連会員、各地区事務局電話番号

2025年1月—2026年3月 15ヶ月ダイアリー

関連図書

補訂版 公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の解説

編著 ■公共用地補償研究会
A5判・定価 4,070円(税込)
図書コード3421

補訂版 公共補償基準要綱の解説

編著 ■公共用地補償研究会
A5判・定価 3,740円(税込)
図書コード3406

改訂版 明解 事業損失の理論と実務

編著 ■一般財団法人公共用地補償機構
B5判・定価 6,490円(税込)
図書コード3430



泰成出版社

<https://www.taisei-shuppan.co.jp/>

ホームページでもご注文いただけます。

本社/〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-7-11 TEL.03(3321)4131 FAX.03(3325)1888

VS.24.11

(キリトリ線)

注文 年 月 日

図書コード	書名	定価	数量
3571	必携 用地補償実務便覧2025年版	2,200円(税込)	
3421	補訂版 公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の解説	4,070円(税込)	
3406	補訂版 公共補償基準要綱の解説	3,740円(税込)	
3430	改訂版 明解 事業損失の理論と実務	6,490円(税込)	
	合計(送料は実費となります。)	円	部

〒 所在地

フリガナ

団体・会社名

部課名

担当者名

印

TEL

—

—

E-mail

購読区分

FAX

—

—

公用・私用

番線印

注文書

*ご記入いただいたお客様の個人情報、ご注文いただいた書籍の配送、ご請求等の連絡およびダイレクトメールのお届け等の弊社の営業活動に限って利用し、その目的以外での利用はいたしません。

改訂
3版

補償業務 管理士

試験問題の解説

用地補償実務研究会◎編著

6年ぶりの改訂版!

補償業務管理士取得の第一関門である 共通科目筆記試験の唯一の過去問題集!

補償業務管理士とは?

一般社団法人日本補償コンサルタント協会が付与する用地補償業務従事者のための唯一の民間資格です。
また、国土交通省地方整備局等の多くの公共事業の起業者が、用地補償業務発注仕様における技術者要件に定められており、用地補償のエキスパートを育てるこの資格制度(8,183人登録~令和4年度末)に更なる期待が寄せられています。

改訂3版では、

- 過去問(平30・令元・令3・令4・令5年度試験)から出題科目ごとに重要問題をセレクトし、問題と解説を収録!
- さらに、素早く確実に正確な知識が身に付くよう、一問一答でグッと理解が深まる!

判型：A5判／定価：5,500円(本体5,000円+税10%)

図書コード：3491・送料実費

大成出版社

第1章 用地事務概要 (四択択一式5問/一問一答19問)
 用地事務の概要①/用地事務の概要②/用地事務の特性/用地取得と政策/用地の取得手続き (一問一答)

第2章 補償の法理 (四択択一式5問/一問一答16問)
 損失補償の概念/損失補償の憲法原理/生活補償・生活再建措置/権原の取得①/権原の取得②(一問一答)

第3章 土地収用法概説 (四択択一式13問/一問一答32問)
 収用の対象/土地収用の概要/事業認定の手続き①/事業認定の手続き②/事業認定の告示の効果①/事業認定の告示の効果② 他(一問一答)

第4章 一般補償基準 (四択択一式31問/一問一答128問)
 目的、補償額算定の時期、補償を受ける者、損失補償の方法/損失補償の方法、土地の正常な取引価格、個別払いの原則 他(一問一答)

第5章 公共補償基準 (四択択一式13問/一問一答31問)
 公共補償基準要綱の目的(第1条)等/定義(第3条)①/定義(第3条)②/既存公共施設等に対する補償の原則(第6条)/補償の原則(第6条)・建設費(第8条)・維持管理費(第11条)/土地代(第7条)①/土地代(第7条)②/建設費(第8条)①/建設費(第8条)② 他(一問一答)

第6章 事業損失・生活再建 (四択択一式5問/一問一答16問)
 事業損失の認定要件/事業損失の概要/生活再建措置①/生活再建措置②/代替地対策(一問一答)

第7章 土地利用規制法概説 (四択択一式9問/一問一答59問)
 都市計画法における開発行為/開発許可の基準/建築基準法における工事完了検査及び検査済証の交付/建築基準法における衛生上の規制 他(一問一答)

第8章 補償関係税制概説 (四択択一式9問/一問一答17問)
 譲渡所得の課税/譲渡所得の課税の特例/代替資産を取得した場合の課税の特例①/代替資産を取得した場合の課税の特例②/収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除①/収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除②/各種補償金の課税上の区分 他(一問一答)

第9章 発注仕様概説 (四択択一式9問/一問一答23問)
 用語の定義/総則 他(照査技術者(6条)、業務従事者及び担当技術者(7条)、再委託(8条)、業務の着手(11条)/調査対象の区分(9条関係①) 他(一問一答)

第10章 不動産登記法概説 (四択択一式7問/一問一答19問)
 不動産登記に関する基礎知識①(登記の対象となる建物、単独申請できる場合、権利に関する登記、登記することができる権利等)/不動産登記に関する基礎知識②(対抗要件、登記することができる権利等、意思主義、登記の対象となる建物)/不動産登記に関する基礎知識③(登記することができる権利等、登記対象外建物の扱い、対抗要件、共同申請/不動産登記に関する基礎知識④(登記識別情報、登記申請、登記事項証明書、出頭主義の廃止) 他(一問一答)

第11章 補償コンサルタント業 (四択択一式3問/一問一答8問)
 補償コンサルタント登録規程①/補償コンサルタント登録規程②/受注業務の進め方(一問一答)

Pick Up

編著：公共用地補償研究会

関連図書1

補訂版 公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の解説

定価 4,070円(税込)

判型：A5判
 図書コード：3421

編著：公共用地補償研究会

関連図書2

補訂版 公共補償基準要綱の解説

定価 3,740円(税込)

判型：A5判
 図書コード：3406

編集：一般財団法人 公共用地補償機構

関連図書3

用地ジャーナル

補償業務管理士試験(共通科目)の解説は、例年2月号(問1~問25)・3月号(問26~問50)に掲載!

年間予約
 17,160円
 (年間購読のみ送料込み)

判型：A4判
 図書コード：7851

公共用地の取得、補償、収用等に関する月刊総合情報誌!



本社:〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-7-11 TEL.03-3321-4131(代表) FAX.03-3325-1888
 ホームページでも注文を承っております。 <https://www.taisei-shuppan.co.jp/>

IS.24.04

<キリトリ線>

注文書

図書コード	書名	定価	数量
3491	改訂3版 補償業務管理士試験問題の解説(共通科目)	5,500円(税込)	
3421	補訂版 公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の解説	4,070円(税込)	
3406	補訂版 公共補償基準要綱の解説	3,740円(税込)	
7851	用地ジャーナル(年間予約) [月号から]	17,160円(税込・送料込)	
合計		円	部

送料は実費となります。

〒 _____ 所在地 _____

フリガナ _____

団体・会社名 _____ 部課名 _____

担当者名 _____ 印 _____ TEL _____ / FAX _____

E-mail _____

注文 年 月 日

番線印

購買区分 公用・私用

「特別な補償」の解説と実務の全面改訂版!!

公共用地取得 特別な補償に関する 用対連基準の解説と実務

区分地上権設定の補償

区分所有建物敷地の取得に伴う補償

残地工事費・隣接地工事費の補償

配偶者居住権の補償

監修／藤川眞行

編集／公共用地補償研究会

公共用地取得は、都市の高密度化、土木技術の進展や民事法制度の整備により、益々複雑化しています。具体的には、高密度な都市の地下空間を利用したシールドトンネル等によるインフラ整備が増加するとともに、都市の高密度化に伴い蓄積された区分所有建物の敷地が取得対象になるケースが増加しています。また、都市の高密度化により、いわゆる残地工事の補償、隣接地工事の補償も複雑化しています。さらに、平成30年の民法等の改正により、配偶者居住権が創設され（施行：令和2年4月）、配偶者居住権の補償への対応も必要となっています。これらの課題に対応する補償業務は、今後、さらにニーズが高まる分野であり、国・地方公共団体・公益事業者等起業者の用地担当職員や補償コンサルタント会社職員をはじめとする関係者の方々へ少しでもお役に立てればとの思いで、全面見直しを行った解説書です。

● A5版 ● 並製カバー装 ● 定価4,400円(本体4,000円+税10%) ● 図書コード3558

 大成出版社

空き家対策を次なるステージへ進める

【改訂版】

空家等対策 特別措置法の解説

【監修】衆議院議員 元環境大臣 西村 明宏

衆議院議員 元法務大臣 山下 貴司

【編著】自由民主党空き家対策推進議員連盟

<推 薦>

全国市長会、全国町村会、日本司法書士連合会、日本土地家屋調査士会連合会、(公社)全国宅地建物取引業協会連合会、(公社)全日本不動産協会、(一社)住宅生産団体連合会、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会

<本書の特色>

- 空き家の活用や処分の加速化が期待される「改正空家等対策特別措置法」(令和5年12月施行)の企画・立案に携わった自由民主党空き家対策推進議員連盟のメンバーによる緊急出版!
- 所有者責任の強化、活用拡大、管理の確保、特定空家の除却等を内容とする「改正空家等対策特別措置法」について、豊富な資料と逐条解説・Q&A等により分かりやすく解説した関係者待望の書!

第1編 「空家等対策の推進に関する特別措置法」
を巡る背景・経緯

第2編 解説(逐条解説・Q&A)

第3編 空家等対策に関連する財政支援措置及び税制上の措置

第4編 参考資料(法律・政令・省令、告示、ガイドライン、その他)



定価 3,080円(本体2,800円) A5判・334頁・並製 送料実費・図書コード3562

大成出版社

目次(抄)

- はじめに
- 刊行に寄せて
- 第1編 「空家等対策の推進に関する特別措置法」を巡る背景・経緯
 - (4)令和5年法律改正の背景
 - (5)「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」の成立までの道のり
- コラム 空家等対策と所有者不明土地対策
- 第2編 解説
- 第1条 関係(目的)
- 第2条 関係(定義)
 - Q 1 : 「居住その他の使用がなされていないことが常態であること」とは、どのような状態をいうのか。
 - Q 2 : 「空家等」の定義から「国又は地方公共団体が所有し、又は管理するもの」を除外した趣旨は何か。
 - Q 3 : 「空家等」の判断において、考慮すべき要素は何か。
 - Q 8 : 特定空家等やその前段階の管理不全空家等に関する具体的な考え方はどこで示されているのか。
 - Q 9 : 特定空家等の定義中「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」とはどのような場合を想定しているのか。
- 第3条 関係(国の責務)
- 第4条 関係(地方公共団体の責務)
 - Q 1 : 空家等対策における都道府県の役割は、どのようなものが想定されるか。
- 第5条 関係(空家等の所有者等の責務)
- 第6条 関係(基本指針)
 - Q 2 : 「所有者等による空家等の適切な管理について指針となるべき事項」(管理指針)とは何か。
- 第7条 関係(空家等対策計画)
 - Q 2 : 空家等対策計画を定める主体を市町村とした理由は何か。
 - Q 3 : 空家等対策計画を定めるにあたり、留意すべきことは何か。
 - Q 4 : 空家等対策計画では、どのような事項が定められるのか。
 - Q24 : 第8項に定める市街化調整区域を含む空家等活用促進区域を定める場合における都道府県知事との協議とは何か。
- 第8条 関係(協議会)
- 第9条 関係(立入調査等)
 - Q 3 : 第2項に基づき、管理不全空家等の所有者等に対する報告徴収や、管理不全空家等への立入調査を行うことは可能か。
- 第10条 関係(空家等の所有者等に関する情報の利用等)
 - Q 2 : 第1項の「内部で利用」とはどのような意味か。例えば、空家等の所有者等に関する情報の提供を受けた空家等施策担当部局が当該空家等の所有者等と連絡をとることは許されるのか。

- Q 4 : 市町村長による情報提供請求に関する第3項の趣旨は何か。
- 第11条 関係(空家等に関するデータベースの整備等)
 - Q 1 : 「データベースの整備」「その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置」とは、それぞれどのようなものか。
- 第12条 関係(所有者等による空家等の適切な管理の促進)
 - Q 1 : 第12条の対象から「建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。)」が除かれている趣旨は何か。
- 第13条 関係(適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置)
 - Q 1 : 勧告を行うことができるのは、「そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるとき」とあるが、具体的にどのように判断するのか。
 - Q 3 : 法第13条第2項に基づく勧告を受けると固定資産税等の住宅用地特例の適用が除外される趣旨は何か。
- 第14条 関係(空家等の管理に関する民法の特例)
 - Q 1 : 第1項に定める「不在者財産管理制度」及び「相続財産清算制度」とは何か。
 - Q 2 : 第2項に定める「所有者不明建物管理制度」とは何か。
 - Q 3 : 第3項に定める「管理不全建物管理制度」「管理不全土地管理制度」とは何か。
- コラム 民法と空家法について
- 第15条 関係(空家等及び空家等の跡地の活用等)
 - Q 1 : 第15条の対象となる空家等及びその跡地から建築物又は土地を「販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの」が除かれているのはなぜか。
- 第16条 関係(空家等の活用に関する計画作成市町村の要請等)
- 第18条 関係(空家等の活用の促進についての配慮)
- 第19条 関係(地方住宅供給公社の業務の特例)
- 第20条 関係(独立行政法人都市再生機構の行う調査等業務)
- 第21条 関係(独立行政法人住宅金融支援機構の行う援助)
- 第22条 関係(特定空家等に対する措置)
 - Q 2 : どのような状態の特定空家等について市町村長は全部除却に係る助言若しくは指導、勧告又は命令を行うことができるのか。
 - Q 3 : 第1項において、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等」については、建築物の全部除却ができないとされているのはなぜか。
- 第23条～第25条 関係(空家等管理活用支援法人の指定や監督等)
 - Q 1 : 支援法人を1市町村で複数指定することは可能か。自治体ごとに指定する法人数の制限はあるのか。また、同一

- の業務を行う法人を指定することができるのか。
- Q 2 : 該当する特定非営利活動法人等が市町村内にないが、どのように探したらよいのか。
- 第26条 関係(支援法人への情報の提供等)
 - Q 1 : 第2項の「所有者等関連情報」とは何か。空家等の所有者等と考えられる者の「世帯構成」や「親族の連絡先」なども含まれるのか。
- 第27条・第28条 関係(支援法人による空家等対策計画の作成等の提案等)
 - Q 1 : 法第28条第1項に基づき支援法人が市町村長に対して法第14条第1項又は第2項の請求を要請する場合、市町村長は、当該支援法人において所有者の所在が不明または不存在であることを調査することを求めることは可能か。
- 第29条 関係(財政上の措置及び税制上の措置等)
- 第30条 関係(罰則)
- 第3編 空家等対策に関連する財政支援措置及び税制上の措置
- 第4編 参考資料
 - ①「空家対策推進議員連盟」設立趣意書
 - ②直近の空家対策推進議員連盟開催時の役員(※令和3年4月開催時点)
 - ③法制定時の自民党・空家対策推進議員連盟の経緯等
 - ④公明党・空家対策プロジェクトチームの経緯等
 - ⑤令和5年法改正前後の新旧対照表
 - ⑥改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法に係る読替表
 - ⑦空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則等
 - ⑧空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(平成27年2月26日付け総務省・国土交通省告示第1号)
 - ⑨管理不全空家等及び特定空家等の判断の参考となる基準(国土交通省作成「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)」より)
 - ⑩所有者等の特定に係る調査手順の例(国土交通省作成「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)」より)
 - ⑪空家等活用促進区域の設定が規定される区域等(国土交通省作成「空家等活用促進区域の設定に係るガイドライン」より)
 - ⑫空家等管理活用支援法人の指定等の考え方(「空家等管理活用支援法人の指定等の手引き」より)
 - ⑬空家対策において活用可能な財産管理制度比較表(国土交通省作成「空家対策における財産管理制度の活用に関する参考資料」より)



藝社大成出版社

<https://www.taisei-shuppan.co.jp/>

ホームページでもご注文いただけます。

本社/〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-7-11 TEL.03(3321)4131 FAX.03(3325)1888

※お申し込み・お問い合わせ等は、最寄りの書店または上記まで。

VS24.04

(キリトリ線)

注文 年 月 日

図書コード	書名	定価	数量
3562	改訂版 空家等対策特別措置法の解説	3,080円(税込)	部
合 計		円	部
		円	部

送料は実費となります。

番線印

申
込
書

住所 _____

フリガナ _____

団体・会社名 _____

部課名 _____ 担当者名 _____ 印 _____

TEL _____ 購読区分 _____

FAX _____ E-mail _____ 公用・私用 _____

※ご記入いただいたお客様の個人情報は、ご注文いただいた書籍の配送、ご請求書等の連絡およびダイレクトメールのお届け等の弊社の営業活動に限り利用し、その目的以外での使用はいたしません。

目次(抜粋)

第1編 区分地上権設定の補償

- I 補償規程の解説
- II 区分地上権設定対価の算定手続き
(地下使用の場合)
- III 区分地上権設定に伴う補償に関するQ&A
- IV 立体道路における土地利用阻害率に関する
用対連申し合せ
- V 参考

第2編 区分所有建物敷地の取得に伴う補償

- I 補償規程の解説
- II 区分所有建物敷地の取得手続き
- III 区分所有建物敷地の取得に伴う補償Q&A
- IV 参考

第3編 残地工事費・隣接地工事費の補償

- I 残地工事費補償規定の解説
- II 隣接地工事費補償規定の解説
- III 残地工事費・隣接地工事費に関するQ&A

第4編 配偶者居住権の補償

- I 配偶者居住権及び配偶者短期居住権の概要
- II 配偶者居住権の補償の基本的考え方
- III 配偶者居住権の補償規定の解説
 - ① 建物に係る補償
 - ② 土地に係る補償
- IV 参考



泰成出版社

<https://www.taisei-shuppan.co.jp/>

ホームページでもご注文いただけます。

本社/〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-7-11 TEL.03(3321)4131 FAX.03(3325)1888

※お申し込み・お問い合わせ等は、最寄りの書店または上記まで。

SV24.03

(キリトリ線)

申
込
書

図書コード	書名	注文年月日	
		定価	数量
3558	公共用地取得特別な補償に関する用対連基準の解説と実務	4,400円(税込)	部
			部
合計(送料は実費となります。)		円	部

〒 -

住所

フリガナ

団体・会社名

部課名

担当者名

印

TEL

購読区分

FAX

E-mail

公用・私用

番線印

※ご記入いただいたお客様の個人情報は、ご注文いただいた書籍の配送、ご請求書等の連絡およびダイレクトメールのお届け等の弊社の営業活動に限って利用し、その目的以外での使用はいたしません。

定評ある河川法の逐条解説書の待望の改訂版!!

[逐条解説]

河川法解説

改訂3版

編著 ■ 河川法研究会

A5判・上製函入

定価7,920円（本体7,200円+税10%）

図書コード3365

★河川行政の基本となる河川法を条文ごとに解説した関係者必携の図書！

★前版刊行後の平成25年・29年・令和3年等の法律改正を踏まえ、最新の内容で河川法を逐条で詳細に解説！！

<主な改正ポイント>

- 水防法及び河川法の一部を改正する法律(平成25年法律第35号)
 - ・河川管理者は、水防計画に基づき水防管理団体が行う水防に協力するものとした。
 - ・河川管理者等が、河川管理施設又は許可工作物を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことを明確化した。
 - ・河川管理に協力する法人又は団体を河川協力団体として指定し、河川管理施設の維持等について委託できるものとした。
 - ・既に水利使用の許可を受けた河川の流水等を利用した従属発電について、河川管理者の許可に代えて登録を受ければ足りることとした。
- 水防法等の一部を改正する法律(平成29年法律第31号)
 - ・ダム再開発事業や、災害復旧事業等のうち、都道府県等の管理河川で施行が困難な高度な技術力等を要するものについて、国土交通大臣が工事を代行することができる制度(権限代行)を創設した。
 - ・河川管理者が、浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者等に対して必要な情報提供、助言その他の援助を行うため必要があると認めるときは、河川協力団体に必要な協力を要請することができるものとした。
- 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)
 - ・国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した土砂の撤去等を行えることとしたほか、準用河川でも工事を行えることとした。
 - ・河川管理者が、その管理する一級河川又は二級河川に設置されたダム又は河川管理施設であるダムの洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行うための協議会制度(ダム洪水調節機能協議会)を創設した。
 - ・河川管理者が、特定都市河川浸水被害対策法に基づく貯留機能保全区域の指定をしようとする都道府県知事等に対し、必要な情報提供助言その他の援助を行うため必要があると認めるときは、河川協力団体に必要な協力を要請することができるものとした。



株式会社 大成出版社

<https://www.taisei-shuppan.co.jp/>

〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-7-11

TEL 03(3321)4131 FAX 03(3325)1888

★弊社ホームページでもご注文いただけます。

改訂3版 [逐条解説] 河川法解説 目次

<p>第1部 序論</p> <p>第1章 河川の本質</p> <p>第2章 河川法制定の経緯</p> <p>第3章 河川法の概要</p> <p>第2部 解説</p> <p>第1章 総則（第1条—第8条）</p> <p>第1条（目的）</p> <p>第2条（河川管理の原則等）</p> <p>第3条（河川及び河川管理施設）</p> <p>第4条（一級河川）</p> <p>第5条（二級河川）</p> <p>第6条（河川区域）</p> <p>第7条（河川管理者）</p> <p>第8条（河川工事）</p> <p>第2章 河川の管理</p> <p>第1節 通則（第9条—第15条の2）</p> <p>第9条（一級河川の管理）</p> <p>第10条（二級河川の管理）</p> <p>第11条（境界に係る二級河川の管理の特例）</p> <p>第12条（河川の台帳）</p> <p>第13条（河川管理施設等の構造の基準）</p> <p>第14条（河川管理施設等の操作規則）</p> <p>第15条（他の河川管理者に対する協議）</p> <p>第15条の2（河川管理施設等の維持又は修繕）</p> <p>第2節 河川工事等（第16条—第22条の3）</p> <p>第16条（河川整備基本方針）</p> <p>第16条の2（河川整備計画）</p> <p>第16条の3（市町村長の施行する工事等）</p> <p>第16条の4（国土交通大臣の施行する工事等）</p> <p>第16条の5（災害が発生した場合における国土交通大臣の実施する維持）</p> <p>第17条（兼用工作物の工事等の協議）</p> <p>第18条（工事原因者の工事の施行等）</p> <p>第19条（附帯工事の施行）</p> <p>第20条（河川管理者以外の者の施行する工事等）</p> <p>第21条（工事の施行に伴う損失の補償）</p> <p>第22条（洪水時等における緊急措置）</p> <p>第22条の2（水防管理団体の行う水防への協力）</p> <p>第22条の3（高規格堤防の他人の土地における原状回復措置等）</p> <p>第3節 河川の使用及び河川に関する規制</p> <p>第1款 通則（第23条—第37条の2）</p> <p>第23条（流水の占用の許可）</p> <p>第23条の2（流水の占用の登録）</p> <p>第23条の3（登録の実施）</p> <p>第23条の4（登録の拒否）</p> <p>第24条（土地の占用の許可）</p> <p>第25条（土石等の採取の許可）</p> <p>第26条（工作物の新築等の許可）</p> <p>第27条（土地の掘削等の許可）</p> <p>第28条（竹木の流送等の禁止、制限又は許可）</p> <p>第29条（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可）</p> <p>第30条（許可工作物の使用制限）</p> <p>第31条（原状回復命令等）</p> <p>第32条（流水占用料等の徴収等）</p> <p>第33条（許可等に基づく地位の承継）</p> <p>第34条（権利の譲渡）</p> <p>第35条（関係行政機関の長との協議）</p> <p>第36条（関係地方公共団体の長の意見の聴取）</p> <p>第37条（河川管理者の工作物に関する工事の施行）</p> <p>第37条の2（土地の占用等に関する水防管理団体等の特例）</p> <p>第2款 水利調整（第38条—第43条）</p> <p>第38条（水利使用の申請があつた場合の通知）</p> <p>第39条（関係河川使用者の意見の申出）</p> <p>第40条（申出をした関係河川使用者がある場合の水利使用の許可の要件）</p> <p>第41条（水利使用の許可等に係る損失の補償）</p> <p>第42条（損失の補償の協議等）</p> <p>第43条（流水の貯留又は取水の制限）</p> <p>第3款 ダムに関する特則（第44条—第51条の3）</p> <p>第44条（河川の従前の機能の維持）</p> <p>第45条（水位、流量等の観測）</p> <p>第46条（ダムの操作状況の通報等）</p> <p>第47条（ダムの操作規程）</p> <p>第48条（危害防止のための措置）</p> <p>第49条（記録の作成等）</p> <p>第50条（管理主任技術者の設置）</p> <p>第51条（兼用工作物であるダムについての特例）</p> <p>第51条の2（ダム洪水調節機能協議会）</p> <p>第51条の3（都道府県ダム洪水調節機能協議会）</p> <p>第4款 緊急時の措置（第52条—第53条の2）</p> <p>第52条（洪水調節のための指示）</p> <p>第53条（渇水時における水利使用の調整）</p> <p>第53条の2（渇水時における水利使用の特例）</p> <p>第4節 河川保全区域（第54条・第55条）</p> <p>第5節 河川予定地（第56条—第58条）</p> <p>第2章の2 河川立体区域（第58条の2—第58条の7）</p> <p>第2章の3 河川協力団体（第58条の8—第58条の13）</p> <p>第58条の8（河川協力団体の指定）</p> <p>第58条の9（河川協力団体の業務）</p> <p>第58条の10（河川協力団体の河川管理者による援助への協力）</p> <p>第58条の11（監督等）</p> <p>第58条の12（情報の提供等）</p> <p>第58条の13（河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例）</p> <p>第3章 河川に関する費用（第59条—第74条）</p> <p>第4章 監督（第75条—第79条の2）</p> <p>第75条（河川管理者の監督処分）</p> <p>第76条（監督処分に伴う損失の補償等）</p> <p>第77条（河川監理員）</p> <p>第78条（許可を受けた者等からの報告の徴収及び立入検査）</p> <p>第79条（国土交通大臣の認可等）</p> <p>第79条の2（国土交通大臣の指示）</p> <p>第5章 社会資本整備審議会の調査審議等及び都道府県河川審議会（第80条—第86条）</p> <p>第6章 雑則（第87条—第101条）</p> <p>第7章 罰則（第102条—第109条）</p>	<p>法令編</p> <p>一 関係政省令</p> <p>二 例規</p> <p>三 廃止法令</p>
---	--

【全訂】逐条 特定都市河川浸水被害対策法解説

編著 ■ 特定都市河川浸水被害対策法研究会
補訂 ■ 藤川眞行・松原英憲

A5判・並製・定価4,400円（本体4,000円＋税10%）図書コード3489

流域治水関連法の成立を受けて全面改訂！！

【令和3年改正の4つの重点対策】

- 流域治水の計画・体制の強化
- 氾濫をできるだけ防ぐための対策
- 被害対象を減少させるための対策
- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策仕様



本社 〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-7-11
TEL 03 (3321) 4131 FAX 03 (3325) 1888

<https://www.taisei-shuppan.co.jp/>

★弊社ホームページでもご注文いただけます。関連図書も取りそろえておりますので、ご利用ください。

'24.02.A

（キリトリ線）

注文年月日

注文書

図書コード	書名	定価（税込）	数量
3365	改訂3版 [逐条解説] 河川法解説	7,920円（税込）	部
	合計	円	部

〒 _____ 所在地

フリガナ _____

団体・会社名 _____ 部課名 _____

TEL _____

FAX _____

担当者名 _____ 購読区分 公用・私用

E-mail: _____

番線印

* ご記入いただいたお客様の個人情報は、ご注文いただいた書籍の配送、ご請求等の連絡およびダイレクトメールのお届け等の弊社の営業活動に限って利用し、その目的以外での利用はいたしません。

都市計画運用指針（国土交通省都市局長通知）の改正や愛知県開発審査会基準の改正等を受け、内容を充実させた最新版！

改訂第22版 増補版 都市計画法 開発許可の実務の手引

監修／愛知県建築局建築指導課 編集／一般財団法人東海建築文化センター
B5版・560頁・図書コード 3549 定価 5,940円（本体 5,400円＋税 10%）・送料実費

改訂にあたって

この「開発許可の実務の手引き」は昭和46年に発行された「わかりやすい開発許可制度」をもとに昭和51年に刊行され版を重ねてきたものですが、このたび改訂版として第22版を発行することとなりました。

都市計画法に基づく開発許可制度は、昭和43年の創設以来、無秩序な市街化の防止と良好な市街地の計画的な形成に大きな役割を果たしてまいりました。その後の社会・経済情勢の変化はめまぐるしいものがあり、それに伴い都市計画法においても審査基準の見直し等が行われてきました。

本書は、近年、頻発・激甚化する自然災害に対応するため改正された都市計画法（令和2年6月10日公布、令和3年5月10日公布）に加え、第21版以降の開発審査会基準といった審査基準の改正等も新たに盛り込む等、現在、明らかになっている段階のものをできるだけ網羅しましたが、これから具体的な規制内容が明らかになっていくものもあります。本書の利用に当たっては、これらのことを御理解の上使用いただくようお願い致します。

また、本書の記述は、従前の版と同様に愛知県の運用を示したものであり、他の都道府県や指定都市・中核市・施行時特例市・事務処理市の運用と異なる場合があることについて御了解いただきますようお願い致します。

令和4年2月

愛知県建築局建築指導課長
大岩 幸司



株式会社 大成出版社

<https://www.taisei-shuppan.co.jp/>

〒156-0042

東京都世田谷区羽根木1-7-11

TEL 03(3321)4131 FAX 03(3325)1888

★弊社ホームページでもご注文いただけます。

最新版

改訂6版 道路法 解説

編著◎道路法令研究会

道路行政の基礎となる道路法を
最新の内容で逐条解説した
道路法解釈の決定版！

道路は、国土の開発、国民経済の発展、生活水準の向上等を図るための最も基本的な社会資本であり、その道路の整備・管理に関する基本法としての道路法とその関連法令を最新の内容で逐条解説！

ポイント

- ◆平成30年から令和5年にかけての道路法・道路法関係法令の改正内容と逐条解説を全面改訂。

定価 9,570円
(本体8,700円+税10%)
A5判・上製
図書コード3474

大成出版社

目次

本書の特色
はしがき
凡例

●第1章 総論

●第1章 道路の本質と道路に関する法制

●第2章 道路に関する法制の沿革

●第3章 道路に関する法制

●第4章 道路法制に関する学問の展開

●第2節 沿革解説

●第1章 総論

第1条 (この法律の目的)

第2条 (用語の定義)

第3条 (経過)

第3条の2 (国土交通大臣の権限)

第4条 (私権の制限)

●第2章 一般国道の意義並びに路線の指定及び認定

第5条 (一般国道の意義及びその路線の指定)

第6条 権限

第7条 (国道の路線の指定及びその路線の認定)

第8条 (市町村間の意義及びその路線の認定)

第9条 (路線の認定の公示)

第10条 (路線の廃止又は変更)

第11条 (路線が重複する場合の措置)

●第3章 道路の管理

▶第1節 道路管理者

第12条 (国道の新設又は改築)

第13条 (国道の維持、修繕その他の管理)

第14条 罰則

第15条 (国道の管理の委託)

第16条 (市町村の管理)

第17条 (管理の特例)

第18条 (道路の区域の決定及び供用の開始等)

第19条 (境界地の道路の管理)

第19条の2 (共用管理施設等の管理)

第20条 (共用工作物の管理)

第21条 (他の工作物の管理若しくは工事執行命令等)

第22条 (工事関係者に対する工事執行命令等)

第23条 (維持修繕協定の締結)

第24条 (附帯工事の施行)

第24条の2 (道路管理者以外の者の行う工事)

第24条の3 (道路管理者の委託)

第25条 (有料の橋又は架設施設)

第26条 (有料の橋又は架設施設の工事の検査)

第27条 (道路管理者の権限の代行)

第28条 (道路台帳)

第28条の2 (協議会)

▶第2節 道路の構造

第29条 (道路の構造の原則)

第30条 (道路の構造の基準)

第31条 (道路と鉄道との交差)

第31条の2 (道路と鉄道との交差部分の管理の方法)

▶第3節 道路の占用

第32条 (道路の占用の許可)

第33条 (道路の占用の許可基準)

第34条 (工事の調整のための条件)

第35条 (国が行う道路の占用の特例)

第36条 (水道、電気、ガス等のための道路の占用の特例)

第37条 (道路の占用の禁止又は制限区域等)

第38条 (道路管理者の道路の占用に関する工事の施行)

第39条 (占用料の徴収)

第39条の2 (入札の施行規則等の入札の適用指針)

第39条の3 (入札の適用指針の提出)

第39条の4 (入札の取扱い)

第39条の5 (入札の適用指針の認定)

第39条の6 (入札の適用指針の変更等)

第39条の7 (占用人が行った行為における道路の占有の許可)

第39条の8 (占用物件の管理)

第39条の9 (占用物件の維持管理に関する措置)

第40条 (停止回復)

第41条 (添付物件に関する適用)

▶第4節 道路の保全等

第42条 (道路の維持又は修繕)

第42条の2 (道路に関する禁止行為)

第43条の2 (車両の積載物の落下の予防等の措置)

第44条 (道路の区域における土地等の管理者の責務)

第44条の2 (道路の区域における工作物の設置の禁止)

第44条の3 (違法設置等物件に対する措置)

第45条 (道路標識等の設置)

第45条の2 (道路通行規制施設等の設置の基準等)

第46条 (通行の禁止又は制限)

第47条

第47条の2 (国道通過車両の通行の許可等)

第47条の3 (国道通過車両の通行の制限等)

第47条の4 (国道通過車両の登録)

第47条の5 (登録の申請)

第47条の6 (登録の基準等)

第47条の7 (変更の届出等)

第47条の8 (廃止の届出)

第47条の9 (登録の取消し)

第47条の10 (登録簿の通行に関する記録等)

第47条の11 (付帯事項等の記録等)

第47条の12 (登録簿の通行の記録及び報告)

第47条の13 (データベースの整備等)

第47条の14 (車両の通行に関する措置)

第47条の15 (通行の禁止又は制限の場合における罰則)

第47条の16 (罰則による区域の指定)

▶第5節 道路の立体的区域

第47条の17 (道路の立体的区域の決定等)

第47条の18 (道路の立体的区域に関する協定)

第47条の19 (協定の効力)

第47条の20 (道路の立体的区域に関する罰則)

第47条の21 (道路保全立体的区域)

第48条 (道路保全立体的区域内の制限)

▶第6節 自動車専用道路等

第48条の2 (自動車専用道路の指定)

第48条の3 (自動車専用道路との交差の方法)

第48条の4 (自動車専用道路との連絡の確保)

第48条の5 (建設許可等)

第48条の6 (建設許可等に係る施設等の管理)

第48条の7 (建設料の徴収)

第48条の8 (建設許可等に基づく地位の承継)

第48条の9

第48条の10 (建設許可等の条件)

第48条の11 (出入の制限等)

第48条の12 (違反行為に対する措置)

▶第7節 自転車専用道路等

第48条の13 (自転車専用道路等の指定)

第48条の14 (道路等との交差等)

第48条の15 (通行の制限等)

第48条の16 (違反行為に対する措置)

▶第8節 重要物流道路

第48条の17 (重要物流道路の指定)

第48条の18 (重要物流道路の構造の基準)

第48条の19 (災害が発生した場合における重要物

重要物流等の管理の特例)

▶第9節 歩行者利用促進道路

第48条の20 (歩行者利用促進道路の指定)

第48条の21 (歩行者利用促進道路の構造の基準)

第48条の22 (歩行者利用促進道路の管理の特例)

第48条の23 (歩行者利用促進道路の公示)

第48条の24 (歩行者利用促進道路の指定)

第48条の25 (占用予定者の決定)

第48条の26 (歩行者利用促進道路の指定)

第48条の27 (歩行者利用促進道路の変更等)

第48条の28 (公示を行った場合における道路の占有の許可)

第48条の29 (地位の承継)

▶第9節の2 防災拠点自動車駐車場

第48条の29の2 (防災拠点自動車駐車場の指定)

第48条の29の3 (防災拠点自動車駐車場の利用の制限等の表示)

第48条の29の4 (防災拠点自動車駐車場の利用の制限等の表示)

第48条の29の6 (災害発生時緊急対応施設等の設置)

第48条の29の7 (災害発生時緊急対応施設等の設置)

▶第10節 特定車両専用施設

第48条の30 (車両の種類の指定)

第48条の31 (特定車両専用施設の構造等)

第48条の32 (車両の停留の許可)

第48条の33 (特定車両の停留の許可基準)

第48条の34 (利用の制限等の表示)

第48条の35 (特定車両専用施設の管理料及び新設料)

第48条の36 (特定車両専用施設の管理料金の公示)

▶第11節 利用施設協定

第48条の37 (利用施設協定の締結等)

第48条の38 (利用施設協定の効果等)

第48条の39 (利用施設協定の効力)

▶第12節 自転車駐車場等設置事業

第48条の40 (自転車駐車場等設置事業に関する料金の徴収の特例)

第48条の41 (民間資金法の特例)

第48条の42 (利用料金の変更等及び公示)

第48条の43 (国土交通大臣への通知)

第48条の44 (自転車駐車場等設置事業の施行)

第48条の45 (自転車駐車場等設置業者に対する道路管理費の承認の特例)

▶第13節 指定登録施設関係

第48条の46 (指定)

第48条の47 (支障事項)

第48条の48 (指定の公示等)

第48条の49 (指定登録施設関係の業務)

第48条の50 (指定登録施設関係の業務)

第48条の51 (指定登録施設関係)

第48条の52 (登録等手続の特例)

第48条の53 (標識の交付等)

第48条の54 (監督命令)

第48条の55 (罰則、検査等)

第48条の56 (登録等手続の停止)

第48条の57 (指定の取消し)

第48条の58 (国土交通大臣による登録等業務の実施)

第48条の59 (手数料)

▶第14節 道路協力団体

第48条の60 (道路協力団体の指定)

第48条の61 (道路協力団体の業務)

第48条の62 (監督等)

第48条の63 (情報の提供等)

第48条の64 (道路協力団体に対する道路管理者の承認の特例)

第48条の65 (道路協定の改正への効力)

●第4章 道路に関する費用、収入及び費用負担

第49条 (道路の管理に関する費用負担の原則)

第50条 (国土の管理に関する費用負担の特例等)

第51条 (国土交通大臣が行う道路管理又は市町村が行う工事に関する費用負担)

第52条 (市町村の分担)

第53条 (負担金の納付又は支出)

第54条 (境界地の道路の管理に関する費用)

第55条 (共用工作物の費用)

第56条 (道路に関する費用の負担)

第57条 (道路管理者以外の者の行う工事に関する費用)

第58条 (国土交通大臣)

第59条 (附帯工事に要する費用)

第60条 (他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用)

第61条 (受益者負担)

第62条 (道路の占用に関する工事の費用)

第63条 (負担金の通知及び納入手続等)

第64条 (収入の特例)

第65条 (道路のために要する費用)

第66条 (他人の土地の立入又は一時使用)

第67条 (立入又は一時使用の特例)

第68条の2 (長期間設置された車両の移動等)

第69条 (非常災害時における土地の一時使用等)

第69条 (損失の賠償)

第70条 (道路の新設又は改築に伴う損失の賠償)

●第5章 罰則

第71条 (道路管理者等の監督処分)

第72条 (監督処分に伴う損失の賠償等)

第72条の2 (報告及び立入検査)

第73条 (負担金等の強制徴収)

第74条 (国土交通大臣の許可)

第75条 (法令違反等に関する指示等)

第76条 (報告の提出)

第77条 (道路に関する調査)

第78条 (道路の行政又は技術に対する報告等)

●第6章 社会資本整備審議会関係

第79条 (社会資本整備審議会の調査等)

第80条の5 第84条まで 附則

●第7章 雑則

第85条 (道路の附属物の新設又は改築)

第86条 (国が行う事業等に対する負担金の徴収)

第87条 (許可等の条件)

第88条 (道路の特例)

第89条 (罰則の特例)

第90条 (道路の敷地等の規制)

第91条 (道路の区域)

第92条 (不用品物の管理又は交換)

第93条 (不用品物の使用)

第94条 (不用品物の運送又は譲与)

第95条 (不用品物に関する費用等)

第96条 (不用品物の回収)

第97条 (車線の区分)

第98条の2 (権限の委任)

第99条 (不用品物の処理)

第100条の2 (経過措置)

●第8章 附則

第101条、第100条、第101条、第102条、第103条、第104条、第105条、第106条、第107条、第108条、第109条 附則



https://www.taisei-shuppan.co.jp/ ホームページでもご注文いただけます。
 本社 〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-7-11 TEL.03(3321)4131 FAX.03(3325)1888
 ※お申し込み・お問い合わせ等は、最寄りの書店または上記まで。

(キリトリ線)

注文年月日

申込書

図書コード	書名	定価	数量
3474	改訂6版 道路法解説	9,570円(税込)	部
合 計(送料は実費となります)		円	部

〒 -

住所
フリガナ

団体・会社名

部署名 担当者名 印

TEL - - 購読区分

FAX - - E-mail 公用・私用

番印

※ご記入いただいたお客様の個人情報は、ご注文いただいた書籍の配達、ご請求書等の連絡およびダイレクトメールのお届け等の弊社の営業活動に限り、その目的以外での使用はいたしません。

V8397

【全訂】

逐条 特定都市河川 浸水被害対策法解説

編著／特定都市河川浸水被害対策法研究会
補訂／藤川眞行・松原英憲

流域治水関連法の成立を受けて全面改訂!!

令和3年改正の4つの重点対策

- 流域治水の計画・体制の強化 ● 氾濫をできるだけ防ぐための対策
- 被害対象を減少させるための対策 ● 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

はじめに（抜粋）

気候変動の影響により、今後益々激甚化・頻発化する見込みの水災害に対して、人的・物的被害を防止・軽減するため、国や都道府県等の河川管理者が主体となって行う治水対策や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の必要性が高まっています。

この流域治水の実効性を高め、強力に推進する観点から、令和3年に、「流域治水の計画・体制の強化」「氾濫をできるだけ防ぐための対策」「被害対象を減少させるための対策」「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」の4つの対策を重点的に行うことを目的に、9つの法律を一括改正する流域治水関連法が成立しました。

この流域治水関連法の中核のひとつとして、特定都市河川浸水被害対策法については、いわゆるレッドゾーン（浸水被害防止区域）に係る法制度の創設など、多様な法的手法が整備され、その内容が抜本的に充実されました。

本書が、流域における様々な関係者主体が連携を深め、全国規模で流域治水の取組がより一層推進し、水災害に負けない安心・安全な地域づくりに少しでも寄与できるのであれば幸いです。

●A5判●並製●定価 4,400円（本体 4,000円＋税 10%）●図書コード 3489

I 法制定から流域治水関連法の成立まで

- (1) 法制定の背景・経緯等(法制定時)
- (2) 令和3年法改正の背景と流域治水関連法

II 逐条解説

第1章 総則

- 第1条(目的)
- 第2条(定義)
- 第3条(特定都市河川等の指定)

第2章 流域水害対策計画等

■第1節 流域水害対策計画の策定等

- 第4条(流域水害対策計画の策定)
- 第5条(流域水害対策計画の実施等)
- 第6条(流域水害対策協議会)
- 第7条(都道府県流域水害対策協議会)

■第2節 流域水害対策計画に基づく措置

- 第8条(河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備)
- 第9条(他の地方公共団体の負担金)
- 第10条(排水設備の技術上の基準に関する特例)

■第3節 雨水貯留浸透施設整備計画の認定等

- 第11条(雨水貯留浸透施設整備計画の認定)
- 第12条(認定の基準)
- 第13条(認定の通知)
- 第14条(雨水貯留浸透施設整備計画の変更)
- 第15条(認定事業者に対する助言及び指導)
- 第16条(補助)
- 第17条(下水道法の特例)
- 第18条(日本下水道事業団法の特例)
- 第19条(管理協定の締結等)
- 第20条(管理協定の内容)
- 第21条(管理協定の縦覧等)
- 第22条(管理協定の公示等)
- 第23条(管理協定の変更)
- 第24条(管理協定の効力)
- 第25条(報告の徴収)
- 第26条(地位の承継)
- 第27条(改善命令)
- 第28条(計画の認定の取消し)
- 第29条(都市緑地法の特例)

第3章 特定都市河川流域における規制等

■第1節 雨水浸透阻害行為の許可等

- 第30条(雨水浸透阻害行為の許可)
- 第31条(申請の手続)
- 第32条(許可の基準)
- 第33条(条例による技術的基準の強化)
- 第34条(許可の条件)
- 第35条(許可の特例)
- 第36条(許可又は不許可の通知)
- 第37条(変更の許可等)
- 第38条(工事完了の検査等)
- 第39条(雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可)

第40条(雨水の流出の増加の抑制)

- 第41条(監督処分)
- 第42条(立入検査)
- 第43条(報告の徴収等)

■第2節 保全調整池

- 第44条(保全調整池の指定等)
- 第45条(標識の設置等)
- 第46条(行為の届出等)
- 第47条(防災調整池の保全)

■第3節 管理協定

- 第48条(管理協定の締結等)
- 第49条(管理協定の縦覧等)
- 第50条(管理協定の公告等)
- 第51条(管理協定の変更)
- 第52条(管理協定の効力)

■第4節 貯留機能保全区域

- 第53条(貯留機能保全区域の指定等)
- 第54条(標識の設置等)
- 第55条(行為の届出等)

■第5節 浸水被害防止区域

- 第56条(浸水被害防止区域の指定等)
- 第57条(特定開発行為の制限)
- 第58条(申請の手続)
- 第59条(許可の基準)
- 第60条(許可の特例)
- 第61条(許可又は不許可の通知)
- 第62条(変更の許可等)
- 第63条(工事完了の検査等)

第64条(特定開発区域の建築制限)

- 第65条(特定開発行為の廃止)
- 第66条(特定建築行為の制限)
- 第67条(申請の手続)
- 第68条(許可の基準)
- 第69条(許可の特例)
- 第70条(許可証の交付又は不許可の通知)
- 第71条(変更の許可等)
- 第72条(許可の条件)
- 第73条(監督処分)
- 第74条(立入検査)
- 第75条(報告の徴収等)
- 第76条(移転等の勧告)

第4章 雑則

- 第77条(測量又は調査のための土地の立入り等)
- 第78条(河川管理者及び下水道管理者の援助等)
- 第79条(雨水貯留浸透施設の整備に関する費用の補助)
- 第80条(国所有地の無償貸付等)
- 第81条(権限の委任)
- 第82条(経過措置)
- 第83条(事務の区分)

第5章 罰則

- 第84条、第85条、第86条、第87条、第88条、第89条

附則

III 参考資料

- 流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示
- 浸水被害防止区域を指定する際に想定した洪水又は雨水出水に対して安全な構造方法を定める件
- 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行(6ヶ月以内施行分)について(抜粋)
- 特定都市河川浸水被害対策法の運用について

IV 参考法令

- 特定都市河川浸水被害対策法(改正後)
- 特定都市河川浸水被害対策法(制定時)



<https://www.taisei-shuppan.co.jp/>

ホームページでもご注文いただけます。

本社/〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-7-11 TEL.03(3321)4131 FAX.03(3325)1888

※お申し込み・お問い合わせ等は、最寄りの書店または上記まで。

AV2304

(キリトリ線)

注文 年 月 日

図書コード	書名	定価	数量
3489	全訂 逐条 特定都市河川浸水被害対策法解説	4,400円(税込)	部
			部
	合計(送料は実費となります。)	円	部

申込書

〒 _____

住所 _____

フリガナ _____

団体・会社名 _____

部課名 _____ 担当者名 _____ 印 _____

TEL _____ 購読区分 _____

FAX _____ E-mail _____ 公用・私用 _____

番線印

※ご記入いただいたお客様の個人情報は、ご注文いただいた書籍の配送、ご請求書等の連絡およびダイレクトメールのお届け等の弊社の営業活動に限り利用し、その目的以外での使用はいたしません。

不動産取引にかかわる
司法関係者、行政担当者、宅建業者、賃貸不動産管理業者等へ

【改訂3版】 建物賃貸借

建物賃貸借に関する法律と判例

弁護士 渡辺 晋 [著]

●コード 3477 ●A5判 ●上製 ●1,216頁 定価 12,100円(税込)

令和3年11月までの判例を含め
改訂した最新版!



本書の特徴

①実務における専門家の利用を目的として、法的な問題点を網羅的に分析検討!

不動産取引にかかわる司法関係者、行政担当者、宅建業者などの専門家にとって、建物賃貸借の法律問題は、最も取り扱う機会が多い分野である。ところが、現実に生起する事実、あるいは現実に当事者から出される主張は千差万別であり、法律や契約書の記述だけでは、到底、適切な結論を導き出すことはできない。具体的な事案を取り扱うにあたっては、先例である裁判例の積み重ねが重要になる。しかし、実務的に必要とされる裁判例は膨大であり、具体的な事案処理にあたって、裁判例の分析検討には、多くの時間を要する。本書では、できるだけ網羅的な裁判例の分析検討を試みている(本書で取り上げた裁判例は、約3,700)。

②公表された裁判例を、最新のものまで分析検討!

社会経済状況は激動しており、人々の生活に深くかわる建物賃貸借についても、日々刻々と新たな課題が生じている。確立された法理論をベースにしながらも、常に新しい問題をフォローしなければならない。このような考え方に基づいて、本書では、最新の裁判例を可及的に多数取り上げている(本書では、検討可能な令和3年11月までの裁判例を検討した)。

③法律構成にそって整理し、分析検討!

法律実務においては、事実を確定し、確定された事実を法律にあてはめ、法律効果の有無を判断するという思考形式をとる。法律構成にそって先例をまとめることは、実務家の事案検討には、極めて意味をもっている。

加えて、本書は実務で専門家に利用していただくことを想定しているもので、これまで多く論じられてきた著名な論点だけでなく、これまで論じられてはこなかったけれども、実務的に解決すべき課題が生ずることが多い分野についても、詳述に分析し、検討を加えている。たとえば、期間内解約における損失回避特約、解除事由となる賃料不払の程度、明渡しの意味、事業用賃貸借の原状回復などである。

●本書の構成●

■第1編 契約成立

- 第1章 成立の要件と効力
- 第2章 予約契約
- 第3章 契約締結上の過失
- 第4章 貸貸人の説明義務
- 第5章 貸貸借の目的物

■第2編 貸貸人と貸借人の法律関係

- 第1章 貸貸人の義務(貸借人の権利)
- 第2章 貸借人の義務(貸貸人の権利)
- 第3章 賃料と預託金
- 第4章 契約期間と契約更新
- 第5章 貸貸借契約の終了

■第3編 承諾転貸

- 第1章 概説
- 第2章 原貸貸人と原貸借人(転貸人)の関係
- 第3章 原貸借人(転貸人)と転借人との関係
- 第4章 原貸貸人と転借人の関係
- 第5章 サブリース事業

■第4編 当事者の変更(地位移転)

- 第1章 貸貸人の変更(貸貸人の地位移転)
- 第2章 貸借人の変更(貸借人の地位移転)

■第5編 第三者との法律関係

- 第1章 対抗力
- 第2章 妨害排除
- 第3章 保証
- 第4章 差押え、債権譲渡・質権設定

■第6編 建物貸貸借の仲介

- 第1章 概説
- 第2章 説明義務・調査義務(仲介会社の責任)

■第7編 建物貸貸借を巡る法制度

- 第1章 貸借権の物権化
- 第2章 借地借家法
- 第3章 倒産・再生
- 第4章 消費者契約法

●関連図書●

【改訂版】土地貸貸借
—土地貸貸借に関する法律と判例—
渡辺 晋・山本幸太郎【著】

土地の賃貸借に関する法律(借地借家法、旧借地法等の条文)や約2,100の裁判例等を網羅的に分析・解説した専門書

●A5判・上製 定価7,480円(本体6,800円+税10%) ●図書コード3464



<https://www.taisei-shuppan.co.jp/>

ホームページでもご注文いただけます。

本社/〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-7-11 TEL.03(3321)4131 FAX.03(3325)1888

※お申し込み・お問い合わせ等は、最寄りの書店または上記まで。

VS2209

(キリトリ線)

申
込
書

図書コード	書名	注文年月日	
		定価	数量
3477	【改訂3版】建物貸貸借 —建物賃貸借に関する法律と判例—	12,100円(税込)	部
3464	【改訂版】土地貸貸借 —土地賃貸借に関する法律と判例—	7,480円(税込)	部
合計(送料は実費となります。)		円	部

〒 _____

住所 _____

フリガナ _____

団体・会社名 _____

部課名 _____ 担当者名 _____ 印 _____

TEL _____ 購読区分 _____

FAX _____ E-mail _____ 公用・私用 _____

番線印

※ご記入いただいたお客様の個人情報は、ご注文いただいた書籍の配送、ご請求書等の連絡およびダイレクトメールのお届け等の弊社の営業活動に限り、その目的以外での使用はいたしません。

司法関係者・司法書士・鑑定士・借地を管理する管理会社、用地補償業務に携わる方々へ

【改訂版】

土地賃貸借

土地賃貸借に関する法律と判例

渡辺 晋 山本幸太郎 【著】

- 第1編 土地賃貸借に関する法制度
- 第2編 賃貸人と借借人の法律関係
- 第3編 借地非訟
- 第4編 定期借地
- 第5編 転貸借
- 第6編 当事者の変更・借地権売買
- 第7編 第三者との法律関係
- 第8編 借地借家法以外の土地賃貸借
契約に関する規制(農地法)



本書の特色

- 土地の賃貸借に関する法律(借地借家法、旧借地法等の条文)や、**約2,200の裁判例等**を網羅的に分析・解説することで、不動産業や法律家の実務に供する。
- 残存する旧借地法に関する法的問題等にも的確に対応できるよう専門家の理解を深めるもので、**土地賃貸借に関する唯一の専門書!**
 - 借地借家法を中心に、実務にあらわれる法律問題について、条文と判例に沿って解説!
 - 明治36年～令和3年4月までの裁判例(約2,200)を収録!
 - 土地の賃貸借の法律問題について必要な基礎知識と考え方を学ぶことができる。

●コード3464 ●A5判 ●上製 カバー装 ●704頁 定価7,480円(本体6,800円+税10%)

本書の構成

第1編 土地賃貸借に関する法制度

- 第1章 他人の土地の利用
- 第2章 土地賃貸借契約の意義
- 第3章 借地借家法

第2編 貸貸人と借借人の法律関係

- 第1章 貸貸人の義務(借借人の権利)
- 第2章 借借人の義務(貸貸人の権利)
- 第3章 期 間
- 第4章 更 新
- 第5章 地代等増減請求(11章、旧12章)
- 第6章 敷金・保証金等
- 第7章 契約の解除
- 第8章 契約の終了
- 第9章 建物買取の請求

第3編 借地非訟

- 第1章 借地非訟制度の創設
- 第2章 17条/条件変更・増改築(旧8条の2)
- 第3章 18条更新後の再築許可
- 第4章 19条賃借権譲渡(旧9条の2)
- 第5章 20条競売での許可(旧9条の3)

第4編 定期借地

- 第1章 概 説

- 第2章 一般定期借地権(狭義の定期借地権)(22条)
- 第3章 事業用定期借地権(23条)
- 第4章 建物譲渡特約付借地権(24条)

第5編 転貸借

- 第1章 概説
- 第2章 転借人への催告
- 第3章 合意解除の転借人への対抗①対抗不可
- 第4章 合意解除の転借人への対抗②対抗可

第6編 当事者の変更・借地権売買

- 第1章 貸貸人の地位の移転
- 第2章 転借人の貸貸人に対する保証金返還請求
- 第3章 借借人の地位の移転(借地人の交替)

第7編 第三者との法律関係

- 第1章 対抗力
- 第2章 妨害排除請求
- 第3章 建物賃貸人との関係
- 第4章 抵当権者との関係
- 第5章 相隣関係

第8編 借地借家法以外の土地賃貸借契約に関する規制(農地法)

●索引(判例索引・事項索引)



<https://www.taisei-shuppan.co.jp/> ホームページでもご注文いただけます。
本社/〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-7-11 TEL.03(3321)4131 FAX.03(3325)1888
※お申し込み・お問い合わせ等は、最寄りの書店または上記まで。

VS2202

(キリトリ線)

注文 年 月 日

図書コード	書 名	定価本体	数 量
3464	【改訂版】土地賃貸借 —土地賃貸借に関する法律と判例—	7,480円(税込)	部
合 計(送料は実費となります。)		円	部

申
込
書

□□□-□□□□

住所

フリガナ

団体・会社名

部課名

担当者名

印

TEL

-

-

購読区分

FAX

-

-

E-mail

公用・私用

番線印

※ご記入いただいたお客様の個人情報は、ご注文いただいた書籍の配送、ご請求書等の連絡およびダイレクトメールのお届け等の弊社の営業活動に限り、その目的以外での使用はいたしません。

最前線の 用地の現場で 事業損失実務に携わる方へ

明解

事業損失の 理論と実務

*Theory &
Practice*

改訂版

編著：一般財団法人
公共用地補償機構
判型：B5判・並製
定価：6,490円
(本体5,900円+税10%)
図書コード：3430
送料実費

日照障害・水枯渇・地盤変動・電波障害等の事業損失の理論と実務について
具体的算定例等を含め解説した実務書!

大成出版社

初版から12年ぶりの待望の改訂版!

第1章 事業損失補償の定義及び軽減対策並びに処理手順

第1節 事業損失補償(費用負担)の定義 第2節 事業損失の軽減対策 第3節 事業損失に関する一般的な処理手順

第2章 日照阻害(住宅居室)

第1節 概説 第2節 基準の趣旨及び解説 第3節 費用負担時間・対象日数調査算定 第4節 日照阻害費用負担額算定例

第3章 テレビ電波受信障害

第1節 概説 第2節 基準の趣旨及び解説 第3節 共同受信施設の積算フレーム 第4節 調査事項その他参考事項
第5節 電波受信障害費用負担額算定例

第4章 水枯渇

第1節 概説 第2節 要領の趣旨及び解説 第3節 水枯渇費用負担額算定例

第5章 建物等の損傷

第1節 概説 第2節 要領の趣旨及び解説 第3節 事務処理要領の運用等について 第4節 建物等の損傷費用負担額算定例
第5節 参考資料

第6章 事業損失に係る事務処理指針(案)(工事騒音に伴う病弱者等の被害)(日陰に伴う農作物の被害)

第1節 概説 第2節 工事騒音により生ずる病弱者等に対する損害等に係る事務処理指針(案)
第3節 公共施設の設置に起因する日陰により生ずる農作物に対する損害等に係る事務処理指針(案)

第7章 日陰により生ずる太陽光発電設備に対する損害等に係る費用負担(案)

第1節 概説 第2節 公共施設の設置に起因する日陰により生ずる太陽光発電設備に対する損害等に係る費用負担(案)

第8章 定型化されていない類型の事業損失に関する補償

第1節 概説 第2節 定型化されていない類型の補償額算定例

Pick Up

編著：公共用地補償研究会

関連図書1

補訂版 公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の解説

定価 4,070円(税込)

■ 判型：A5判
■ 図書コード：3421

編著：公共用地補償研究会

関連図書2

補訂版 公共補償基準要綱の解説

定価 3,740円(税込)

■ 判型：A5判
■ 図書コード：3406

編集：一般財団法人 公共用地補償機構

関連図書3

用地ジャーナル

実務に役立つ事例情報から関連分野の動きまで
用地業務の新しい情報源が毎月届く!

公共用地の取得、補償、取用等に関する月刊総合情報誌!

年間予約
14,592円
(年間購読のみ送料込み)■ 判型：A4判
■ 図書コード：7851本社〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-7-11 TEL.03-3321-4131(代表) FAX.03-3325-1888
ホームページでも注文を承っております。 <https://www.taisei-shuppan.co.jp/>

IS-21.06

<キリトリ線>

注文書

図書コード	書名	定価	数量
3430	改訂版 明解 事業損失の理論と実務	6,490円(税込)	
3421	補訂版 公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の解説	4,070円(税込)	
3406	補訂版 公共補償基準要綱の解説	3,740円(税込)	
7851	用地ジャーナル(年間予約) [月号から]	14,592円(税込・送料込)	
合計		円	部

〒 所在地 送料は実額となります。

フリガナ

団体・会社名 郵便名

担当者名 印 TEL E-mail /FAX

注文 年 月 日

書印

購買区分 公用・私用

公共用地補償実務者のための必読の書

Compensation Standards

公共補償基準

要綱の解説

— 補訂版 —

公共用地補償研究会◎編著

「既存公共施設等のうち管路施設に関する調査算定要領」の一部改正(平成30年3月8日国土用第51号)並びに「公共補償基準要綱の運用申し合せ」の一部改正(平成30年3月22日理事会決定)に対応した公共補償基準要綱の解説書の補訂版!

判型：A5判・並製

定価：3,740円(本体3,400円+税10%)

図書コード：3406

送料実費

大成出版社

I
要綱成立の経緯

1. はじめに
2. 公共用地審議会について
3. 審議経過及び答申提出から閣議決定まで

II
審議会の答申の概要

1. 統一的な公共補償基準の確立について
2. 調停手続について
3. 関連公共事業の推進について

III
要綱の概要

1. 答申との関係
2. 要綱の構成
3. 要綱の性格及び施行について

IV
逐条解説

- 第1章
総則（第1条 - 第5条）
- 第2章
既存公共施設等に対する補償（第6条 - 第15条）
- 第3章
公共施設等の損傷等に対する費用の負担（第16条 - 第19条）

付録 参考資料

Pick Up

編著：公共用地補償研究会

関連図書

補訂版 公共用地の取得に伴う
損失補償基準要綱の解説

17年振りに改正された「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」に対応した解説書の補訂版！

定価 4,070 円
(税込)

- A5判・並製
- 図書コード 3421



本社：〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-7-11 TEL.03-3321-4131(代表) FAX.03-3325-1888
ホームページでも注文を承っております。 <https://www.taisei-shuppan.co.jp/>

IS.21.02

<キリトリ線>

注文書

図書コード	書名	定価	数量
3406	補訂版 公共補償基準要綱の解説	3,740円(税込)	
3421	補訂版 公共用地の取得に伴う 損失補償基準要綱の解説	4,070円(税込)	
合計		円	部

〒 所在地 送料は実売となります。

フリガナ

団体・会社名

部課名

担当者名

印

TEL

/FAX

E-mail

注文 年 月 日

書庫印

購買区分 / 公用・私用

公共用地補償実務者のための必読の書

Compensation Standards

公共用地の
取得に伴う
損失補償基準
要綱の解説
— 補訂版 —

公共用地補償研究会◎編著

17年振りに改正された「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」に対応した解説書の補訂版！

民法改正により新設された配偶者居住権に関して補償額の算定に関する規定が新設されました。

判型：A5判・並製

定価：4,070円（本体3,700円＋税10%）

図書コード：3421

送料実費

大成出版社

はじめに

I
要綱成立の経緯

1. はじめに
2. 公共用地審議会を設置
3. 審議経過及び答申提出から閣議決定まで

II
審議会の答申のあらまし

1. 統一的な損失補償基準の確立
2. 公共補償の基準の確立
3. 鑑定評価制度の確立

III
要綱の概要

1. 答申との関係と要綱の考え方
2. 要綱の構成
3. 精神損失、事業損失等に対する取扱い方

IV
要綱の改正

1. 土地収用法の補償規定との関係
2. 昭和42年7月21日土地収用法の一部改正に伴う改正
3. 平成13年7月11日土地収用法の一部改正に伴う改正
4. 令和2年4月1日改正相続法施行に伴う改正

V
逐条解説

第1章 総則(第1条-第6条)

第2章 土地等の取得に係る補償

第1節 土地の取得に係る補償(第7条-第9条)

第2節 土地に関する所有権以外の権利の消滅に係る補償(第10条-第13条)

第3節 建物、土石おれき、漁業権等の取得又は消滅に係る補償(第14条-第18条)

第3章 土地等の使用に係る補償(第19条-第23条の2)

第4章 土地等の取得又は土地等の使用により通常生ずる損失の補償

第1節 移転料等(第24条-第28条の2)

第2節 立木補償(第29条-第30条)

第3節 農業補償(第31条-第33条)

第4節 農業補償(第34条-第37条)

第5節 漁業権等の消滅又は制限により通常生ずる損失の補償(第38条-第40条)

第6節 残地等に関する損失の補償(第41条-第42条の2)

第7節 その他通常生ずる損失の補償(第43条)

第5章 土地等の取得又は土地等の使用に伴うその他の措置(第44条-第46条)

第6章 事業の認定を受けた起業地に係る補償(第47条)

附則

付録 参考資料

Pick Up

編著：公共用地補償研究会

関連図書

定価 3,740 円
(税込)

補訂版 公共補償基準要綱の解説

■ A5判・並製
■ 図書コード 3406

平成30年の「既存公共施設等のうち管路施設に関する調査算定要領」並びに「公共補償基準要綱の運用申し合せ」の一部改正に対応した公共補償基準要綱の解説書の補訂版!



本社〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-7-11 TEL.03-3321-4131(代表) FAX.03-3325-1888
ホームページでも注文を承っております。 <https://www.taisei-shuppan.co.jp/>

S 21.02

<キリトリ線>

注文書

図書コード	書名	定価	数量
3421	補訂版 公共用地の取得に伴う 損失補償基準要綱の解説	4,070円(税込)	
3406	補訂版 公共補償基準要綱の解説	3,740円(税込)	
合計		円	部

〒 所在地 送料は別途となります。

フリガナ

団体・会社名

部署名

担当者名

印

TEL

/FAX

E-mail

購買区分 公用・私用

注文 年 月 日

番印

基準・細則の改正により
配偶者居住権に
関するQ&Aを
新たに追加!

増補新訂版

公共用地の取得に伴う

の考え方

327問

大久保幸雄
〔著〕

損失補償基準

判型：A5判・上製

定価：本体4,800円(税別)

図書コード：3429

送料実費

「公共用地の取得に伴う損失補償基準」の意図や運用をQ&Aで逐条でわかりやすく解説!

「Q&A」5問を新規追加し「327問」登載!

大成出版社

第1章 総則

[基準1条～7条]

Q 補償額算定の時期

土地等の取得又は使用に係る補償額の算定は、「契約締結の時の価格によって」と規定しているのは、どうしてか。(基準3条) 他

第2章 土地等の取得に係る補償

[基準8条～23条、細則第1～第10、別記1 土地評価事務処理要領]

Q 近傍雑地の取引価格を基準として算定する正常な取引価格

土地の正常な取引価格は、「近傍雑地……の取引価格を基準として算定する」と規定しているのは、どうしてか。(基準9条1項) 他

第3章 土地等の使用に係る補償

[基準24条～27条、細則第11～第14、別記2 土地利用制限率算定要領]

Q 空間又は地下使用における残地補償額の算定方法

空間又は地下の使用による残地補償額の算定にあたっては、残地補償対象面積に乗ずる残地補償率として「建物利用制限率」を用いると規定しているのは、どうしてか。(土地制限要領7条) 他

第4章 土地等の取得又は土地等の使用により通常生ずる損失の補償

[基準28条～59条、細則第15～第39-4、別記3 区分所有建物敷地取得補償実施要領、別記4 残地工事費補償実施要領、別記5 配偶者居住権補償実施要領]

Q 配偶者居住権が消滅する場合の移転工法

配偶者居住権の目的となっている建物の移転に伴い当該配偶者居住権が消滅するときに、「当該配偶者居住権を有する者に対して補償する」と規定しているが、どのような移転工法を採用する場合に補償することになっているのか。(基準28条の2) 他

第5章 土地等の取得又は土地等の使用に伴うその他の措置

[基準60条～62条、細則第39-5～第41]

Q 隣接地工事に伴う営業休止の補償

隣接地工事に伴う営業休止による損失については、「隣接土地の所有者からその補償の請求があり、かつ、その額が仮営業所設置による損失の範囲内である場合にはこれを補償する」と規定しているのは、どうしてか。(細則39-5・4項) 他

第6章 事業の認定を受けた起業地に係る補償

[基準63条、細則第42・第43]

Q 事業認定の告示のあった土地に係る補償

土地収用法の規定により事業の認定の告示のあった起業地内の土地等を取得し、又は使用する場合における土地等の補償額は、「事業の認定の告示の時ににおける当該土地等の価格に土地収用法第88条の2の欄目等を定める政令の例により算定した契約締結の時までの物価の変動に應ずる修正率を乗じて得た額」と規定しているのは、どうしてか。(基準63条) 他

別表・用語の説明・参考図書

Pick Up

監修：一般財団法人 公共用地補償機構

編著：公共用地補償研究会

関連図書

定価 本体 5,100 円
(税別)

改訂版 公共用地 標準地比準評価法の実務

[土地価格比準表] (七次改訂) に対応した評価事例を掲載した改訂版!

■ A4判・並製

■ 図書コード 3401

本社 〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-7-11 TEL.03-3321-4131(代表) FAX.03-3325-1888
ホームページでも注文を受けております。 <https://www.taisei-shuppan.co.jp/>

IS 21.01

<キリトリ線>

注文書

図書コード	書名	定価	数量
3429	増補新訂版 公共用地の取得に伴う損失補償基準の 考え方 327 問	本体 4,800円(税別)	
3401	改訂版 公共用地 標準地比準評価法の実務	本体 5,100円(税別)	
合計		円	部

〒 所在地 送料は実例となります。

フリガナ

団体・会社名 部署名

担当者名 TEL - - /FAX - -

E-mail

注文 年 月 日

書影印

購買区分 公用・私用

公共用地

標準地 比準評価法 の実務

改訂版

監修：一般財団法人 公共用地補償機構

編著：公共用地補償研究会

A4判・並製

定価 本体 5,100円 (税別)

図書コード 3401

送料実費

KOUJYOUYUCHI

「土地価格比準表」(七次改訂)に対応した
評価事例を掲載した改訂版！

被補償者及び起業者の双方にとって最大の関心事と言える土地代金決定のプロセス、つまり「土地評価」の内容を逐条的、体系的にていねいに解説！

はじめに

序

第1章

基本的事項

1. 土地の補償算定の基本原則について(法第8条・(昭和)第1)
 - (1) 正常な取引価格は (2) 「当該物件がないもの」(空地)とは (3) 「当該事業に影響のないもの」とは (4) 「土地の附加物」について ◇参考資料<法第8条関係>
2. 土地の正常な取引価格について(法第9条・(昭和)第2)
 - (1) 「正常な取引価格」は何を基準とするのか (2) 参考とするその他の評価手法等について (3) 「専横、誘導等に応じて適正な修正」とは (4) 「通常の利用方法に従って利用し得るもの」として評価するとは ◇参考資料<法第9条関係>
3. 地価公示区域における土地の正常な取引価格算定の準則について(法第9条の2)
 - (1) 地価公示法成立の背景 (2) 地価公示制度の概要 (3) 「拘束する」とは何を意味するのか ◇参考資料<法第9条の2関係>
4. 所有権以外の権利の目的となっている土地に対する補償(法第10条～第14条・(昭和)第2～2,第2～3,第3)
 - (1) 所有権について(法第10条・(昭和)第2～2) (2) 底地価格について(法第10条・(昭和)第2～2) (3) 所有権以外の権利の補償(地上権等)について(法第11条及び第12条・(昭和)第2～3) (4) 所有権以外の権利の補償(使用収益等)について(法第13条及び第14条・(昭和)第3) ◇参考資料<法第10条～第14条関係>

第2章

具体的評価指針

1. 標準地比率評価法とは
2. 土地評価事務規程整備(法第1条～第4条)
 - (1) 土地評価の単位について(法第1条) (2) 土地の面積について(法第2条) (3) 用途的地域の区分について(法第3条) (4) 土地評価の手法について(法第4条)
3. 評価の手法(法第5条～第9条)
 - (1) 評価の手法について(法第5条) (2) 同一状況地域での区分の場合の留意事項について(法第6条) ◇参考資料<法第6条関係>
 - (3) 標準地の選定方法について(法第7条) (4) 比率表について (5) 標準地の評価格からの比率について(法第8条) (6) 農地地域内の従跡敷地の評価について(法第9条)
4. 標準地の評価(法第10条～第16条)
 - (1) 標準地の評価方式について(法第10条) (2) 取引地間比較法について(法第11条) (3) 土地評価の実務の手法(法第12条,第13条及び第14条) (4) 類似地域に存する取引事例地よりの算定について (5) 評価作業の検証について(法第15条,第16条)
5. 圃地条件の格差率の算定方法

第3章

土地評価の実務

1. 標準住宅地域 2. 混在住宅地域 3. 混在住宅地域(地方部) 4. 農家集落地域 5. 近隣商業地域 6. 郊外路地商業地域 7. 田地地域 8. 畑地地域
9. 宅地見込地域 10. その他参考となる土地評価手法等について (1) 河川堤外民地(河川法第6条第1第3号)の評価について (2) 代表標準地比率方式について

その他参考資料

1. 土地収用法第71条(土地等に対する補償金の額)及び第72条並びに司法第88条の2の細目などを定める政令第1条(収用する土地の相当な価値)～第6条(占用権の取得)
 2. 公共事業の施行に伴う公共補償基準整備第7条(土地)及び同附則第6条
 3. 墓地評価基準案について
 4. 公共用地の取得における土壌汚染への対応について
 5. 土地鑑定評価依頼事務規程案
 6. 地方整備局用地形取(政令第23条(土地評価に関する必要な資料の調査)及び第24条(土地に関する利益権の評価に必要資料の調査))
 7. 土地価格比率表の七次改訂について
 8. 農地補償検討フロー
- 参考図書

Pick Up

編著：藤川眞行(元国土交通省関東地方整備局用地部長)

関連図書

定価 本体 3,000円
(税別)

■ 四六判・並製

■ 図書コード 3364

公共用地補償の最前線

“官民連携”の推進、“人材育成”の推進など、今後の公共用地補償の方向性が見えてくる。



本社：〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-7-11 TEL:03-3321-4131(代表) FAX:03-3325-1888
 ホームページでも注文を承っております。 <https://www.taisei-shuppan.co.jp/> IS.20.07

<キリトリ線>

注文書

図書コード	書名	定価	数量
3401	改訂版 公共用地 標準地比率評価法の実務	本体 5,100円(税別)	
3364	公共用地補償の最前線	本体 3,000円(税別)	
合計		円	部

送料は別費となります。

注文 年 月 日

番付印

〒 所在地

フリガナ

団体/会社名

郵便名

担当者名

印

TEL - - /FAX - -

E-mail

購買区分 公用・私用